# 児童手当についての大切なお知らせ

令和６年１０月分（１２月支給）より児童手当の制度が改正されます。
支給を受けるにあたり申請が必要となる場合があります。
ご確認いただき、申請をお願いします。

## ◆制度改正の概要

<table>
<tr><th colspan="2">改正前<br>（令和6年9月分まで）</th><th>対象児童</th><th colspan="2">改正後<br>（令和6年10月分から）</th></tr>
<tr><td colspan="2">1万5千円</td><td>0～2歳</td><td>1万5千円</td><td rowspan="4">第3子以降<br>3万円</td></tr>
<tr><td>1万円</td><td>第3子以降<br>1万5千円</td><td>3歳～小学生</td><td rowspan="3">1万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">1万円</td><td>中学生</td></tr>
<tr><td colspan="2">支給なし<br>（第1子等と数える）</td><td>高校生年代　※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">支給なし</td><td>大学生年代　※2</td><td colspan="2">支給なし<br>（第1子等と数える）</td></tr>
<tr><td colspan="2">5千円（特例給付）もしくは<br>所得制限限度額以上により支給なし</td><td>所得</td><td colspan="2">所得制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">年3回（2月、6月、10月）</td><td>支給日</td><td colspan="2">年6回（2月、4月、<br>6月、8月、10月、12月）</td></tr>
</table>

※1　高校生年代＝18歳に達する日以後最初の3月31日まで。
※2　大学生年代＝22歳に達する日以後最初の3月31日まで。

## ◆大学生年代の子どもについて

大学生年代の子どもを監護及び生計費の経済的負担をしていると、第1子等と数える加算対象児となります。裏面を確認し、該当者は「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
【監護】➡日常生活の世話や保護をしている。別居の場合、定期的な連絡や面会をしている。
【生計費の負担】➡食費や家賃等の生活費や学費等を負担している。

## ◆支払通知書について

廃止となりましたので支払状況の確認は各自指定された金融機関の振込状況をご確認ください。

## ◆お問合せ先【栄町福祉・子ども課　児童福祉班】

TEL：0476-33-7707（直通）　E-mail：fukushi@town.sakae.chiba.jp